

施設整備予定地の第1次選定について（案）

1 検討対象地域の設定

本市における焼却施設は、都市施設として都市計画に定めることから、基本的に都市計画区域を対象として選定を進める。



出典：国土地理院 HP 地理院地図（電子国土Web）より函館市区域を転載

図1 函館市都市計画区域

2 施設整備の回避地域の設定

第1次選定として、施設の建設を避けるべき地域（回避地域）を抽出した立地回避図（ネガティブマップ）を作成する。

ここでは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2006改訂版」（全国都市清掃会議）、函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱等を参考に設定する。

(1) 立地規制に係る法律等の整理

立地規制に係る主な法律等は、表1のとおりである。

表1 立地規制に係る主な法律等

法律等の名称	
1. 土地利用計画関係	
	建築基準法
	都市計画法
	国土利用計画法
	農地法
	農業振興地域の整備に関する法律
	都市公園法
	宅地造成等規制法
	航空法
	文化財保護法
	港湾法
	海岸法
	北海道水資源の保全に関する条例
	函館市都市計画法施行条例
	函館圏都市計画特別工業地区内の建築制限に関する条例
	函館市地域体育施設条例
	函館市墓地条例
	函館市文化財保護条例
2. 防災関係	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	津波防災地域づくりに関する法律
3. 自然環境保全関係	
	自然公園法
	森林法
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	都市緑地法
	北海道自然環境等保全条例
	函館市緑化条例
4. 廃棄物処理施設整備関係	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	大気汚染防止法
	水質汚濁防止法
	騒音規制法
	振動規制法
	悪臭防止法
	下水道法

(2) 都市計画区域における回避地域の設定

回避地域については、立地規制に係る主な法律等に基づき、「土地利用計画との整合性」、「防災面への配慮」、「自然環境の保全」を基本として、表2のとおり設定する。

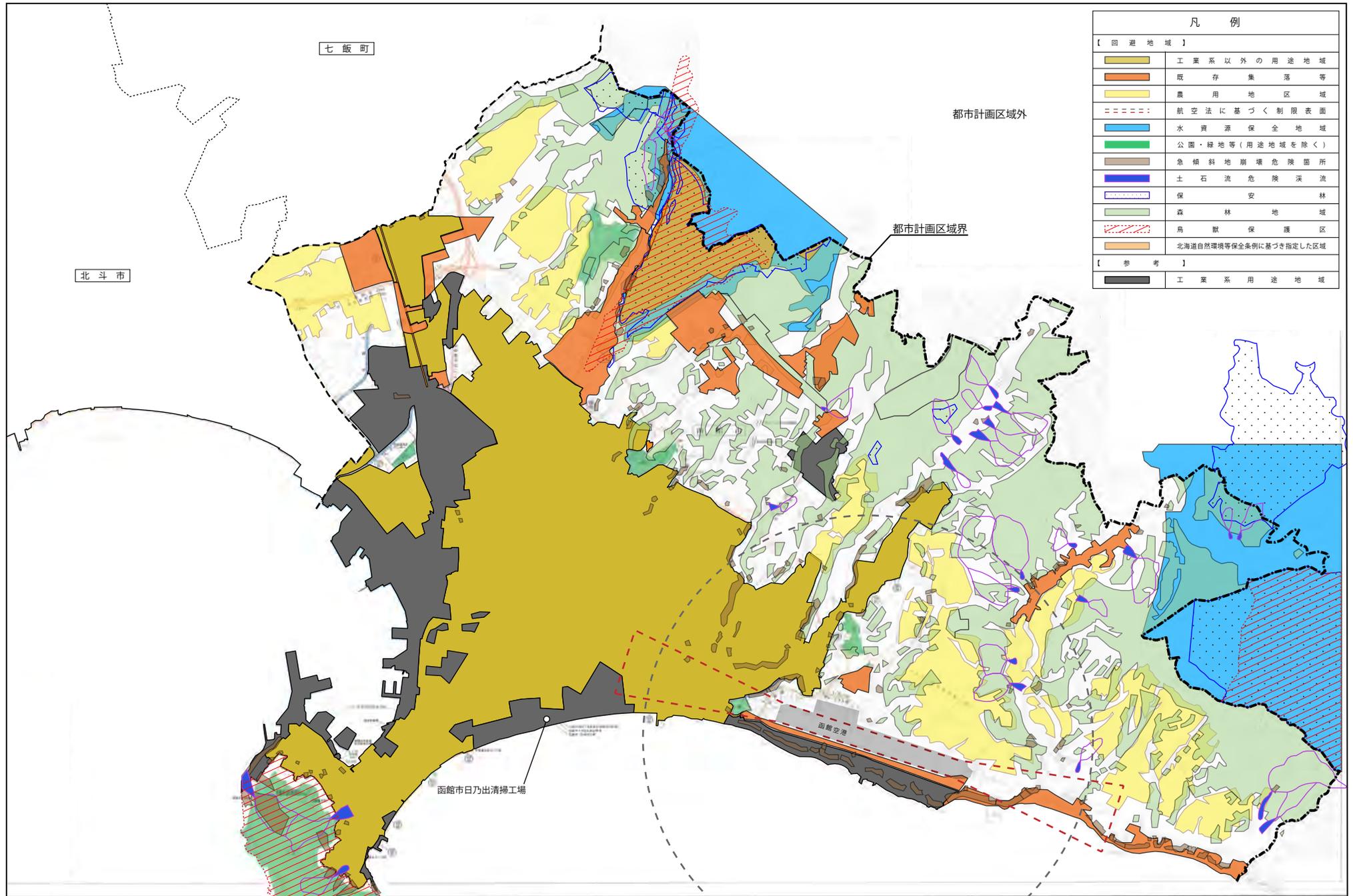
回避地域を図示すると別紙「第1次選定 立地回避図（ネガティブマップ）」のとおりとなる。

表2 回避地域

番号	根拠法等	回避施設または地域	区分	回避すべき理由
1	都市計画法 建築基準法	工業系以外の用途地域	土地利用	用途地域により建築物の用途や規模等の規制がある。なお、「都市計画運用指針」においては、ごみ焼却場の位置について、工業系の用途地域に設置することが望ましいとされている。
2	都市計画法 函館市都市計画法施行条例 函館市開発審査会付議基準	新旧50戸連たん地域内、亀尾地区・函館空港南地区、東山別荘地区、石川新道沿道地区、外環状線沿道西桔梗地区、空港通・空港ターミナル通り沿道地区	土地利用	市街化調整区域として都市計画が決定される以前から集落が形成されていた地域および条例で指定した地域で建築物等の制限がある地域である。
3	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	土地利用	集団的に存在する農地等で農用地区域として設定された農地は、将来にわたって農業のために利用していく土地として、農地以外の利用が厳しく制限されている。
4	航空法	制限表面（進入表面、水平表面）	土地利用	航空機の航行の安全等を図るため、建物等の高さが制限されている地域である。
5	北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	土地利用	森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法に基づく保安林制度の活用等の措置を講ずることとされている。
6	都市計画法 都市公園法	公園・緑地等	土地利用・ 自然環境	市民が身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場等として保全すべき地域である。
7	(国土交通省の要請による 北海道の調査)	急傾斜地崩壊危険箇所	防災	土石流や急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所であり、建設地として避ける必要がある。
8		土石流危険溪流	防災	
9	森林法	保安林	防災・ 自然環境	水源の涵養、災害の防備等の目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。
10	森林法 国土利用計画法	森林地域	自然環境	水資源の確保、災害防止、休養の場、木材の供給など、森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある。大量の樹木の伐採は避ける必要がある。
11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	自然環境	一定の開発行為が規制されるなど、鳥獣保護の見地から環境保全が必要な地域である。
12	北海道自然環境等保全条例	北海道自然環境等保全条例に基づき指定した区域	自然環境	環境緑地として維持等が必要な地区および森林等所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区である。

※区分欄：土地利用計画との整合性→土地利用 防災面への配慮→防災 自然環境の保全→自然環境
 ※自然公園法に基づく自然公園区域、国有林、道有林は都市計画区域内にはない。

第1次選定 立地回避図(ネガティブマップ)



凡 例	
【 回避地域 】	
	工業系以外の用途地域
	既存集落等
	農用地区域
	航空法に基づく制限表面
	水資源保全地域
	公園・緑地等(用途地域を除く)
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険渓流
	保安林地
	森林地域
	鳥獣保護区
	北海道自然環境等保全条例に基づき指定した区域
【 参考 】	
	工業系用途地域